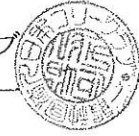


2021年6月8日

会員 各位様

(一社) 日本コリークラブ

理事長 小濱 順一



前略、梅雨の候 皆様にはお元気でお過ごしのこととお慶び申し上げます。

平素は、クラブ運営にご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、(一社) ジャパンケネルクラブより、「単犬種登録」についての取り扱いについてお知らせがありましたのでお知らせいたします。

(記)

JKCの「単犬種登録」に関する詳しい内容につきましては、

- (一社) ジャパンケネルクラブからの
「貴会登録犬を本会にも登録する場合の取り扱いについて」
- アペンディクス登録とその取扱いについて

をご参考にしてください。

(一社) 日本コリークラブの「登録に関しましては」変更はございませんのでお知らせ致します。

- 疑問な点への問い合わせ等々は、(一社) ジャパンケネルクラブ事務局にお問い合わせください。

以上

2021 犬 T-7 号

2021 年 5 月 28 日

一般社団法人日本コリークラブ

理事長 小濱 順一 殿

一般社団法人ジャパンケネルクラブ

理事長 別所 誠



貴会登録犬を本会にも登録する場合の取り扱いについて

新緑の候、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、首題につきまして、本会は、世界 99 カ国からなる国際畜犬連盟（以下、「FCI」という）への日本における加盟団体として、国際公認血統証明書を発行しております。

この度、その FCI からの指示により、貴会を含む国内指定団体登録犬を本会にも登録する場合の取り扱いを変更することとなりました。

これまでは、「国内単犬登録」として受け付けてきましたが、実施日以降、スタッドブック（犬籍）のアペンディクス（付録）に初代犬として登録していただくこととなります。

詳細につきましては別紙「アペンディクス登録とその取り扱いについて」の通りとなりますので、よろしく御願ひ致します。

初代犬登録後も三世代後までアペンディクス扱いとなり、展覧会や競技会の取り扱いも制約があります。これは、国内だけでなく、国外へ輸出したり、国外の展覧会や競技会に遠征させたりする場合にも影響が及びます。

関係各位への影響が大きいことから、猶予期間を設けて、2022 年 1 月以降実施とさせていただきます。

【別紙】

アペンディクス登録とその取り扱いについて

1. 初代アペンディクス登録について

(1) 「初代アペンディクス登録」の取り扱いについて

- ① 一般社団法人ジャパンケネルクラブ(以下、「JKC」という)では、一般社団法人日本コリークラブ(以下、「貴会」という)登録犬をJKCにも登録する場合の取り扱いを、これまでは「国内単犬登録」として受け付けてきましたが、FCIからの指示に基づき2022年1月以降、これを「初代アペンディクス登録」とします。
- ② 「初代アペンディクス登録」は、その本犬のみを、スタッドブックのAppendix(付録 APPENDIX TO THE STUD BOOK)に初代犬として登録するものです。
- ③ 「初代アペンディクス登録」された本犬については、JKC登録番号と犬名に加えて、貴会登録番号、生年月日及び毛種・毛色が記載されますが、称号等の他項目は記載されません。
- ④ 「初代アペンディクス登録」の祖先犬については、犬名のみが記載され、JKC登録番号、貴会登録番号、称号、生年月日、毛種・毛色等は、一切記載されません。
- ⑤ 祖先犬の中にJKC登録犬がいたとしても、JKCに一胎子登録されたものでない以上、同様の取り扱いとなります。
- ⑥ 「初代アペンディクス登録」は3代祖のみとなり登録料金は、従来の国内単犬登録料金と同様、5,600円となります。

(2) 従来の「国内単犬登録」と同様に、「初代アペンディクス登録」できるのは、貴会登録犬のうち、国内で繁殖された犬のみとなります。

(3) 国外他団体から貴会に登録された犬を、「初代アペンディクス登録」することはできません。

(4) 同一犬を、複数団体から「初代アペンディクス登録」したり、本会の「一胎子登録」と重複して登録することはできません。

(5) 貴会登録犬をJKCに登録して輸出する場合、初代アペンディクス登録を行ったうえで、輸出犬登録することになります。(同時登録可)

2. アペンディクスとして登録される犬の取り扱いについて

(1) 「初代アペンディクス登録」犬を祖先犬とする一胎子登録については、次の取り扱いとなります。

- ① 「初代アペンディクス登録」犬の子犬・孫犬については、アペンディクスとして登録されます。
- ② 「初代アペンディクス登録」犬が一胎子登録の曽祖父母犬となり、当該一胎子の3代祖が全て登録犬(アペンディクス登録犬を含む)となったところから、通常スタッドブックに登録されます。

(2) JKCのスタッドブックに記載される通常登録犬は、これまで同様、JKCのスタッドブック・イニシャルである「JKC-」の文字が、登録番号の前に記載されます。

これに対し、アペンディクス登録犬は、アペンディクス・イニシャルである「JAX-」(Japan kennel club Appendix)の文字が、登録番号の前に記載されます。

(3) アペンディクス登録犬の血統登録証明書は、右肩に「APPENDIX TO THE STUD BOOK」と印字します。

3. アペンディクス登録犬の展覧会・競技会における取り扱いについて

(1) アペンディクス登録犬についてJKCの展覧会・競技会における取扱いは、次の通りです。

- ① 各種訓練試験の受験と登録ができます。
- ② 展覧会及び各種競技会へ出陳できますが、各種チャンピオン登録及びその条件となるカード類は有効となりません。また、本犬はロイヤルカナリアワード表彰対象外となりますが、本犬以外のポイント付与対象時には出陳頭数に含めます。

(2) アペンディクス登録犬が国外の展覧会・競技会に出陳する場合、当該国外団体の規定に従うこととなります。